

PEOPLE WITH LEGAL MIND



日本弁理士会ホームページ
<http://www.jpaa.or.jp/>



知的財産制度改革、司法制度改革の進展により、弁理士の世界は大きく変化している。変革期にあって求められるのはどのような弁理士なのか。平成17年度の日本弁理士会会長としてリーダーシップを発揮され、さまざまな改革に取り組まれた創成国際特許事務所所長・佐藤辰彦氏にうかがった。

知財による地域の活性化

まず、弁理士を目指されたきっかけからお聞かせください。

佐藤 私は、福島工業高等専門学校で学んでから早稲田大学の法学部に入りましたが、4年生のとき工業所有権法の授業を取り、弁理士という職業を意識するようになりました。当時、教壇に立たれていたのが日本の知財訴訟で活躍された東京高裁判事の三宅正雄先生です。早稲田大学で教えられたのは3年間ですが、その時期の教え子から弁理士が50人以上出るといふほど大きな影響力をお持ちの方でした。薫陶を受け、また高専で学んだ技術と大学で学んだ法律、両方を活かせるということもあって、卒業後弁理士になりました。特許事務所勤務を経て、40歳で独立しました。私は技術と

法律の両方を学んだこともあり、30代から数多くの係争を扱いましたが、現在の事務所も係争に強いことを一つの売りにしています。また、高専で学んだのは工業化学でしたが、業務としては機械、電機、材料、生産技術など幅広く手掛けるようにしてきました。現在の事務所も電機、機械、化学、商標、意匠など担当を分け、あらゆる分野を一通りカバーできる体制にしています。また国内だけでなく、海外も含め幅広く業務を展開しています。

昨年度、日本弁理士会(以下、弁理士会)会長としてさまざまな改革に取り組まれました。

佐藤 知財をもってわが国の経済社会を活性化しようという「知的財産立国」の宣言がなされ、国策として知財活用が進められる中、知財の専門家であるわれわれも当然必要な自己改革を進めなければならないという思いを持って当たりました。大きなテーマとしたのが地域の活性化です。バブル崩壊後15年にして大都市や大企業はようやく復活してきたものの、地域、中小企業、ベンチャーが元気になる限り、日本は強くなりません。われわれは知財という観点から後押ししていく責務があるということから「地域知財活性化運動」の全国展開を進めました。具体的には、都道府県との間で結ぶ「地域知財支援協定」があります。知財で地域産業を

佐藤辰彦氏

前日本弁理士会会長
創成国際特許事務所所長

振興しようとする自治体を弁理士会として継続的に支援していくときに基盤となるもので、4年前の島根県を皮切りに、現在8道県と締結しています。

支部設置などにより「弁理士ゼロ県」は解消されたようですが、地域の活動を活性化しようとするとき、人材が足りない地域があるのでは。

佐藤 弁理士の大都市集中は長らく指摘されてきたところですが、それについてはまず本部と地域を結ぶ組織をつくらうということで、各都道府県に窓口責任者を配置して、それを支部や地区部会を通じて本部と結び「弁理士知財支援ネット」を立ち上げました。窓口責任者が自治体や商工会議所と連携していくためのものです。ただし、全国ネットができて、マンパワーが足りない地域があることには変わりありません。そこで「ふるさと支援隊」ということで、大都市在住の弁理士に対して、「地縁のある大都市の弁理士が地域の弁理士と手を結び、ふるさとを応援してください」と呼びかけたところ、約720名もの会員が手を挙げてくれました。また、商標法の改正で地域ブランドが4月から保護されるようになりましたが、保護すべき地域ブランドの掘り起こしを支援しようとするとき、商標の専門家が足りない地域があります。そこで本部で専門家を組織し、「商標キャラバン隊」ということで全国を巡回しました。好評をもって迎えられ、47都道府県、64カ所でタウンミーティングや相談会、セミナーなどを実施しました。知財戦略の主体が国レベルから自治体レベルに移り、地方の経済産業局や都道府県単位で知財活用戦略を策定する段階に入っていることもあり、いずれの自治体も熱心です。弁理士にとっても、窓口責任者はやりがいのある仕事だと思います。

弁理士会の組織改革にも取り組まれました。

佐藤 弁理士会は全国に1つの単一会組織で、支部は近畿・東海の2つだけでしたが、これからは全国に組織をつくり育てていくべきだろうということで、支部の設置を進めました。最大の難関となったのが関東で、4,000名以上の会員をまとめるのは並大抵のことではありませんでしたが、3月の臨時総会で全国の支部化が達成されました。これにより、北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州支部が設立されました。地域ごとに自分たちの地域に応じた活動ができる環境が整ったということであり、この動きは自治体にも期待されると思います。

弁理士法の見直しへの要望

平成12年の弁理士法全面改正の際、施行後5年で再度見直すとの付帯決議がなされ、その見直しに向

けて弁理士会の提案のとりまとめに当たられました。

佐藤 新弁理士法の下、われわれの世界は大きく変わりました。業務範囲が拡大し、産業財産権の権利の手続だけでなく、創造・保護・活用という知的創造サイクルに一貫して関与できるようになっています。また、平成14年の弁理士試験の制度改革で大幅増員が図られたことも大きな変化です。現在の登録弁理士の総数は約6,700名ですが、新試験制度への移行後の4年間で2,360名が合格しています。つまり、今いる弁理士の3分の1がここ4年で誕生したということです。

加えて、外部環境も大きく変化しています。企業は大競争時代の中、知財を活用した国際競争力の強化を目指しており、弁理士にも、これまで以上の国際業務能力を求めています。出願から登録に至るプロセクションだけでなく、ライセンシング、係争に至るまできちんとアテンドできなければならないということです。高い専門性を持ち、かつ国際競争力を備えて業務を遂行するためには、事務所の基盤がしっかりしていなければなりません。未だに一人事務所が7割近いという現状があります。そういったもろもろの状況を踏まえ、昨年12月の総会決議で、このような方向で法律改正を求めたい、ということを決めたものです。

要求の骨子をご説明ください。

佐藤 4つのポイントがあります。1点目は、試験・研修制度の見直しです。合格者が大幅に増え、特許事務所でOJTのかたちで学ぶ機会が減っているとすれば、専門家として必要最低限の能力や職業倫理を担保するためにはペーパーテストでは不十分ではないかということから、登録前義務研修を導入し、弁理士試験制度とをリンクさせることを提案しています。特に年間700人が合格すれば、事務所に就職できない人も出てくるはずであり、そのような人もしっかりとスタートアップできる環境づくりをすべきです。そのとき、試験で技術か法律かいずれかを選択したら、残りを研修で履修できる仕組みが必要であると思われます。新人に限らず、既登録者を含めた全弁理士を対象とした義務研修の制度化を提案しています。

技術と法律、双方を知るメリットは。

佐藤 私はよく、「土地勘が大切だ」と言っています。法律全体を見ることができ、つまり、民法、刑法、民訴、刑訴がどうい関係になっていて、どのようにアプローチすれば答えが出てくるのかをつかんでいる、ということです。技術も全く同じで、この技術なら、いかにアプローチすれば情報が集まり、答えを出せるかが分かる。技術と法律、その両方について土地観があればもの見方が違ってきます。

そのほか弁理士法の見直しでは、どのような要

望を出されていますか。

佐藤 2点目は、業務の拡大に伴い、弁理士法の規定と実情とがマッチしない点が出てきているので、現にわれわれが担い、また将来期待されている業務を法律上きちんと位置付けていただきたい、ということです。その最たるものが外国出願業務です。重要な業務と言われながら、現状は誰でもできるという野放し状態で、機械的な翻訳がまかり通っています。これを専権業務として独占したいというのではなく、弁理士の名をもって行う標榜業務として明文化していただきたいのです。そうすれば、弁理士会としては会員を指導することができ、会員にも自覚が生まれ、サービスの質が高まります。そのほか紛争解決の業務では、特定不正競争行為のみ弁理士が関与できるとされましたが、依頼者のニーズに応えるため、特定不正競争という概念を廃し、それに替えて不正競争防止法第2条第1項に規定される不正競争のすべてに関与できるようにすることなどを求めています。

3点目は、制度環境の改善です。例えば、業務基盤の安定化のため、特許業務法人をより活用しやすい仕組みにさせていただくことです。

法改正で事務所法人化の道が開かれました。

佐藤 未だに法人は50数カ所にとどまっているのが現状です。一つには、制度の使い勝手の悪さがあります。「事務所を構成する社員は2名以上でなければならない」とされ、「社員は連帯で無限責任を負わなければならない」とされていますが、そこがネックになっています。われわれは一人法人の容認および指定無限責任制度、つまり、法人としては有限責任で、実際に扱った弁理士が無限責任を負うというかたちを求めています。弁護士



法人はそのいずれも認められていますから、同じ仕組みを弁理士の世界にも入れていただきたいということです。

また、ユーザーが活用しやすいよう、弁理士に情報開示を義務付けることも提案しています。弁理士会としては、ユーザーがインターネットで弁理士を探るとき、より使い勝手のよい検索システムをつくらうということで、昨年11月、「弁理士ナビ」を立ち上げましたが、個人情報保護法の観点などから、強制ではありません。業務を専権として認められる士業である以上、ユーザーが使いやすい仕組みにしていく義務があるという考えからの提案です。

あるべき弁理士像

会長として会員の業務遂行能力の向上にも力を入られました。

佐藤 知財に関する法律や運用が毎年のように改正されるほど、目まぐるしい変革期にあります。それに伴い実務も変わるため、弁理士は日夜研鑽を積まなければニーズに応えられませんが、現実には実務をこなしながら研修を受けるのは難しい。そこで事務所にながらにして、24時間何度でもアクセスできる環境をつくらう、ということでe-ラーニングシステムを構築しました。双方向で、質問に答える機能を付けたシステムが4月にスタートしています。背景として、弁理士が大量に合格するようになり、普通の座学で対応できなくなっているということもあります。新人研修で活用すれば、働きながら研修を受けられます。

専業範囲外の業務が増え、期待される役割が多様になっています。

佐藤 これまでの弁理士は、特許事務所という枠組みの中で、産業財産権の権利創設を業務の中核ととらえてきましたが、周辺業務が大幅に広がっています。知的創造サイクルで言えば、創造分野では中小企業やベンチャーの開発活動の支援などがあり、保護分野では産業財産権のみならず、著作権・回路配置などの業務があります。活用分野では、例えば信託業法改正で知財の活用形態が広がり、価値評価や技術標準などの新たな仕事ができ、知財ビジネスをしっかりとマネジメントできる弁理士が求められています。さらに紛争解決の業務では、平成15年に特定侵害訴訟を弁護士と共同で代理できるようになり、ADR¹でも役割を果たしていかなければなりません。今や単に特許を知っていても、よい弁理士と見なされない時代です。知的創造サイクルの各ステージで活躍するには、経営や係争、金融などの知識が必要です。これまで弁理士の研修所で年間延べ2,000人が研修を受けてきましたが、弁理士会の人的資源だけでは求められる新しいタイプの弁理士の育成は難しくなっ

ています。そこで、異分野の専門家と交流し、互学互習する環境をつくろう、と立ち上げたのが「知財ビジネスアカデミー」です。東京・秋葉原にランチをつくり、4月に本コースをスタートさせました。専門家の交流の場、継続的な研修の場が生まれ、金融の専門家、特許庁の方、公認会計士などさまざまな方にご参加いただき、高く評価されています。また政界、財界からもここから新たなタイプの弁理士が生まれるのではないかと期待されています。

働き方も多様化しているようです。

佐藤 近年、企業内弁理士、いわゆるインハウスが増えています。海外の事務所に所属する日本人弁理士が増えているのも、ここ数年の流れです。また、裁判所の調査官や調停員、知財訴訟で裁判官に助言する専門委員の制度ができ、特許庁の任期付審査官であるとか、税関の模倣品取締りの調査官や専門員といった公職に就く機会も増えています。さらに、地域では各都道府県の顧問に迎えられたり、大学ではTLO²で活躍したり、教授になったりしています。活躍の場が大きく広がり、それぞれの能力、素質に合った仕事を選択し、能力を発揮できる時代になっています。

新人はいかなる弁理士像を目指して自己研鑽していくべきでしょうか。

佐藤 弁理士法の見直しに当たり、弁理士会として弁理士のあるべき姿を定め、その実現を目指すかたちで制度を構築していこうということになりました。打ち出したモデルが「技術と法律の素養を備え、国際性を持った知財の専門家」です。少なくとも技術か法律か、どちらか高度な専門性を持ち、もう一方についても十分な素養を持つ。それを土台として専門分野で活躍できるだけの特化した知識、スキルを磨く。かつ創造・保護・活用、いずれかのステージで活躍できる高い専門能力を備える。そして、その能力を国際的に展開できるというものです。業務はますます国際的になり、語学は必須で、英語なくして業務は成り立ちません。また、国際業務に関しても、企業が弁理士に求めるのは単なる権利の取得ではなく、標準化などの事業戦略への有益な提案です。それに応えるためには経営も分からなければなりません。したがって、重要なのは弁理士になってからの研鑽なのです。ちなみに弁理士会のアンケートによれば、一人前になるまでは通常7年以上の経験が必要である、という結果が出ています。

いよいよ到達点の高い職業になっているということです。

佐藤 最近の知財人材育成論で、4つのタイプの弁理士像が議論されています。

第1は、特許など特定の分野でレベルの高い専門性を持つ知財専門家。

第2は、複数の特定分野にまたがって業務ができるマルチの知財専門家。

第3は、先の第1と第2のタイプの業務をマネジメントできる知財専門家。

第4は、先の3つの業務をすべてこなせるスーパー知財専門家。本来はこれが理想であり、ビジョンとして掲げて、全員それを目指していかなければならない、とされています。

これから弁理士を目指す人たちにメッセージを。

佐藤 ユーザーの知財レベルも向上しています。私は東京大学先端科学技術研究センターや早稲田大学のオープンスクールで授業を持っていますが、30代、40代の方々が仕事の後、夜遅くまで熱心に授業を受け、立派なレポートを提出されます。企業知財には能力の高い方が大勢いらっしゃり、弁理士はそのような方々の役に立ち、信頼を得なければ活躍できません。現に、日本経団連知財本部も「数の不足感はなくなった。優秀な弁理士の増加を望む」としています。要求されるレベルは高くなり、国内外の専門家との競争が厳しくなっていますが、それだけにやりがいもあります。業務の範囲が広がり、プレゼンスが高まり、チャンスをつかめる職業になっていますから、ぜひアグレッシブな意欲を持ち、チャレンジしていただきたいと思います。

- 1 ADR[Alternative Dispute Resolution]: 裁判外紛争解決。民事紛争における裁判外紛争解決の総称、判決などの裁判によらない紛争解決方法を指す。民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁および行政機関や民間機関による和解、あっせんがこれに当たる。
- 2 TLO [Technology Licensing Organization]: 技術移転機関。大学の研究者の研究成果を発掘・評価し、特許化および企業への技術移転を行う機関。

前日本弁理士会会長 / 創成国際特許事務所所長

佐藤 辰彦(さとう たつひこ)

1946年福島県生まれ。福島工業高等専門学校工業化学科卒業。早稲田大学法学部卒業。1973年弁理士登録。1979年～80年日本弁理士会常議員を務め、以後特許委員長等を歴任。1992年同副会長。2004年同総括副会長。2005年度同会長を務める。知的財産権に関連した活動として、1985年東京大学先端科学センター知的財産権部門協力研究員。1995年～2002年福島高専電気工学科非常勤講師。1999年弁理士法改正準備特別委員会副委員長。2001年～2002年知的財産研究所委員会委員。2001年文部科学省起業育成プログラム講師。2002年国際審判会議パネリスト、日中北京商標セミナー講師。2003年中国知財セミナーパネリスト。2004年日経知財フォーラムパネリスト。2004年～2005年早大ナノ・IT / バイオ知財経営戦略プログラム講師。2005年国際知財シンポジウムパネリスト、立命館大学大学院知財講演、北海道知財セミナー(北海道庁)講師、創価大学大学院工学研究科知財講演、東京大学先端知財人材育成オープンスクール講師などを務める。政府関係委員歴として、1997年～1998年弁理士試験委員、2002年～2003年産業構造審議会特許小委員会委員、2006年産業構造審議会知財政策部会委員を務める。



- ・知的財産戦略本部「知的財産推進計画2006」(2006年6月8日)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060609/keikaku.pdf>
- ・知的財産戦略本部「知的財産戦略の進捗状況(知的財産推進計画2006 参考資料)」(2006年6月8日)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060609siryou.pdf>
- ・知的財産戦略推進事務局「知的財産推進計画2006の概要」(2006年6月)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai14/14siryou1.pdf>
- ・荒井寿光『世界知財戦略 日本と世界の知財リーダーが描くロードマップ』(日刊工業新聞社・2006)